

山梨中央ロータリークラブ

Rotary International District 2620
Yamanashi Chuo Rotary Club
2014-2015

会長 原田 哲 副会長 樋貝 浩久
幹事 田中 雅貴 副幹事 田中 雅承
会計 田中 雅承 会報 竹野 満

事務所
〒409-3812 山梨県中央市乙黒 158-2
(山梨ビジネスパーク (株) カルク内)
TEL 055-273-5344 URL <http://yamachuo-rc.net/>
FAX 055-273-8010 E-mail rotary@yamachuo-rc.net



2014~2015 RI 会長
ゲイリー C.K.ホアン

第 2620 地区 ガバナー
岡本 一八

【例会日】
毎週金曜日 12:30~13:30

【例会場】
(株) カルク (055-273-5344)

Weekly Report

2014年 10月 31日 第1650回例会

本日のプログラム

会員卓話 遠藤 一郎 会員

会長挨拶

「生前贈与とは(3)」

会長 原田 哲

前回は、相続税対策のための生前贈与として「相続税の税率より低い少額の贈与を繰り返すことによって相続税の納税額を少なくすること」を説明しましたが、相続税法及び租税特別措置法では、財産の承継と事業の承継を円滑にするための措置として、贈与税にいろいろな特例を設けています。

贈与税に対する主な特例の概要は次のとおりです。

一. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度 (租税特別措置法)

この制度は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日の間に限定して実施されます。その内容は、贈与者 (直系尊属=父母・祖父母) が、受贈者 (30 歳未満の子) の教育資金に充てるため、金融機関と「教育資金管理契約」という信託契約を締結して、子は信託財産の受益権により取得した資金を学費等に使用した場合は、非課税となる制度です。

二. 贈与税の配偶者控除 (相続税法)

贈与税は、相続税を補完する税として位置付けられていますが、夫婦間の贈与は同一世代間の贈与であること、夫婦という同一生計内であるため贈与という認識が他の場合と異なること及び寡婦となった配偶者の生活保障という意味合いもあることから設けられている制度です。その内容は、婚姻期間が 20 年以上の配偶者から居住用の不動産又は居住用不動産を取得するための資金の贈与を受けた場合、2 千万まで非課税となります。

三. 相続時精算課税制度 (相続税法)

この制度は、贈与した時には特別控除と一定の低い税率で贈与税を軽減し、相続が開始した時に贈与した財産も相続財産に含めて相続税で清算するという制度です。その内容は、60 歳以上の贈与者が 20 歳以上のその贈与者の推定相続人に対し財産を贈与した場合、課税価額から 2,500 万円を控除し、残りに 20%の税率で贈与税を課税します。

そのほか、事業承継のため農地又は非上場株式を親族である後継者に贈与した場合に、一定の要件の下、受贈者の贈与時の贈与税の納付が猶予され、かつ、一定の要件の下、贈与税の納付が免除される制度があります。

上記特例の詳細については、次回以降に譲り

ます。

幹事報告 幹事 田中 雅貴

1. 本日、再度確認の意味でご連絡致します。次回10月31日(金)の例会は、5週目ですが通常例会(午後12時30分点鐘)ですので、お間違えの無い様にお願ひ致します。
2. 樋貝青少年奉仕委員長より、「ふるさとを描く子ども絵画展」の「当番表」の確認と「額入れ作業」を、本日の卓話の時間を含め例会後に行いますので、ご協力をお願い致しますとの事です。
3. 山梨第3分区赤岡ガバナー補佐より、「11月21日(金)に第2回ガバナー補佐クラブ訪問」の連絡が届いておりますので、お知らせ致します。

4. 例会変更のお知らせ

☆甲斐ロータリークラブ☆

11月10日(月)の例会は「前期会員誕生日家族会例会」の為 日時・会場の変更

日程：11月9日(日)

点 鐘：午前11時

会 場：「深澤会員宅」

(甲府市増坪町 203)

前回の例会記録

第1649回 出席報告

会員数	免除	出席者	欠席者	出席率	メイクアップ	前回の修正出席率
11名	0名	9名	2名	81%	3名	100%

届出欠席者 原田 哲君 小池 章治君

届出失念者 なし

出席免除者 なし

メイクアップ 田中 雅貴君 竹野 満君
石原 満彦君

ビジター なし

備考 なし

ニコニコ BOX

● 秋ですね！ 竹野 満

☆「株式会社ニチカ」を職場訪問 ☆

職業奉仕委員長 石原 満彦

当クラブに於いては職業奉仕月間である今月、10月10日(金)にロータリアンとして共に活動をしている、近隣クラブの会員の会社を職場訪問しました。

当クラブでは活躍しているロータリアンの職場訪問をすることにより、身近に職業のあり様を勉強できるため、「株式会社ニチカ」甲斐シティーロータリークラブ玄間弘会員に依頼し、会社のあり方、業務等を丁寧に説明して頂き、大変勉強になりました。

当クラブの鮎川一明研修リーダーより感謝状・記念品を贈呈して、職場訪問を修了しました。



次回のプログラム 11月9日(日)

ふるさとを描く子ども絵画展 開催